

家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会

**NPO法人青梅こども未来の
活動における人材育成の取組**



平成28年10月24日
NPO法人青梅こども未来
代表理事 稲葉恭子

青梅市の現状 2014年



人口 137,052人

中央部 64,501人

(青梅・長淵・東青梅・河辺)

東部 51,874人

(大門・新町・今井)

北部 6,199人

(小曾木・成木)

西部 14,477人

(梅郷・沢井)

0～14歳 年少人口 12.0%

15～64歳 生産年齢人口 61.9%

65歳以上 老人人口 26.1%

自然減▲668人 出生896人 死亡1,564人

社会減▲111人 転入者4,611人 転出者4,722人

東西に細長い地形

北部と西部は山間部

林野率 62.9% (杉・檜)

NPO法人青梅こども未来が誕生する背景

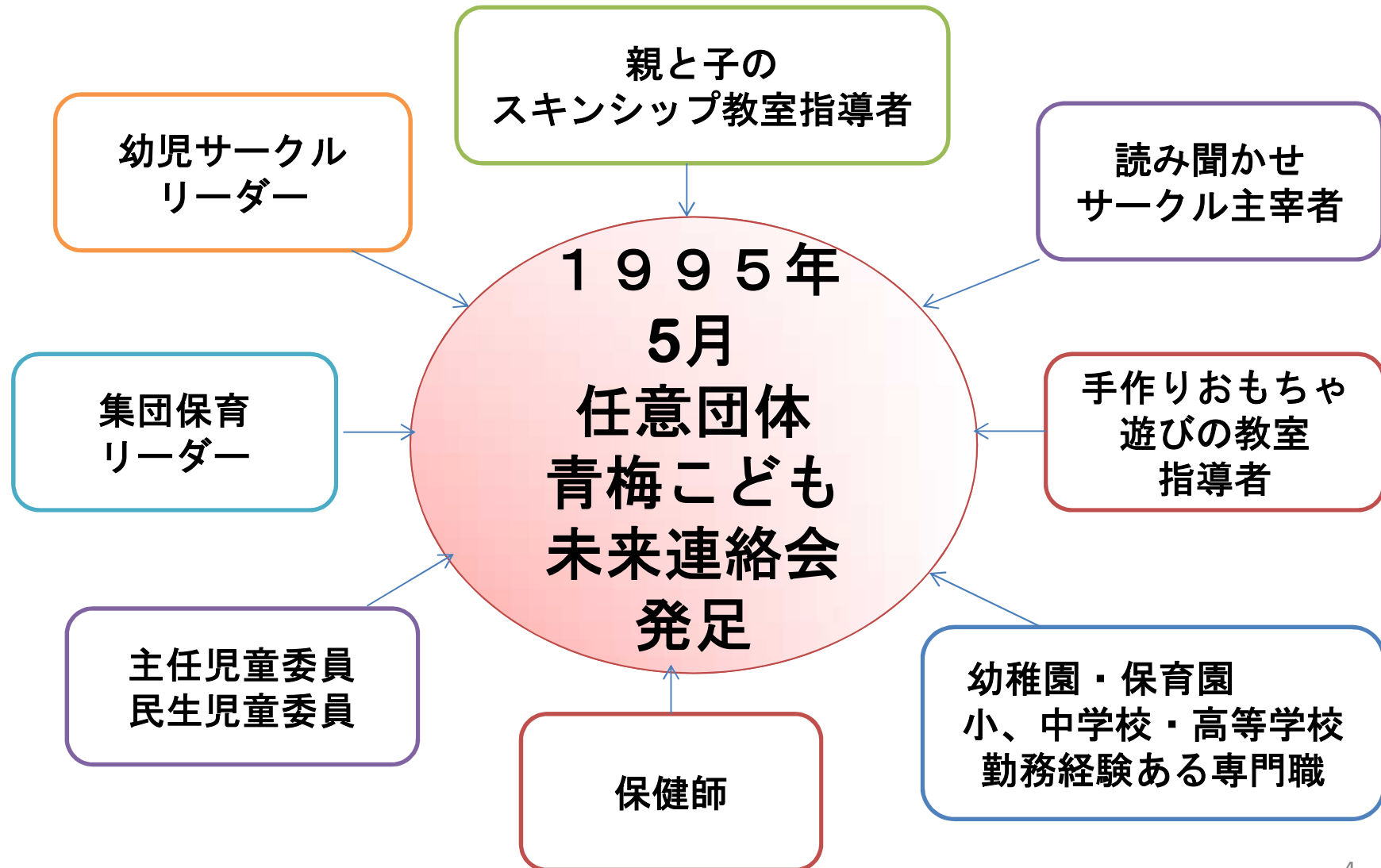
昭和57年（1982年）人口10万人突破。
平成17年（2005年）140,840人となり、
人口増加。子育て世代が転入してくる。

◆豊かな自然は広がるが . . .

安心して安全に子どもたちが集い遊べる施設
（児童館等）や乳幼児と親が子育て仲間と交流
できる場所がない環境。

★市内の11市民センターで、子育てサークル等
の活動を子育て世代が自主的に開催している環境。

地域で子育て・子育て応援している人との繋がり



NPO法人青梅こども未来誕生

1995年（平成7年）5月
任意団体「青梅こども未来連絡会」



2002年（平成14年）11月
NPO法人青梅こども未来設立
青梅こども未来館開館（野上町2丁目）

親子や子ども達が気軽に集える居場所・事務局開設

2012（平成24）年1月
青梅こども未来館移転（東青梅1丁目）

子育て♥子育て応援の NPO法人青梅こども未来



♥ ミッション

〈この街で子育てできて良かった!〉
と思える街づくり!

♥ エンパワメントの関わり

♥ よりそう気持ち・思いやり

♥ みんな違ってみんな良い

♥ 幸せな大人に育つために必要な《心の安定》は幼少期の親子の関係が愛情に満ちた関わりにあるとの考えに基づいた子育て・子育て応援

初代・青梅こども未来館 2002年11月～2011年12月 野上町2丁目



二代・青梅こども未来館 2012年1月～現在 東青梅1丁目7-7



メンバーは地域に根ざし暮らす人～♡

♡市内全域に在住

♡30代から70代までの多世代に渡る年齢層

♡妻・夫・母・父・子どもの立場からの広い視点と、問題意識を明確に持つ人

♡自治会関連役員・PTA役員・地域選出の福祉関連役員を率先して引き受ける地域の担い手

♡子どもに関する仕事に就いていた専門家

地元で密着して暮らす立場からの「子育て・子育て応援」を実践！

社会状況の変化に応じた応援を！

- ・価値観の多様性
- ・さまざまな家族の形
- ・格差の広がり等に留意しながら、時代が変わっても大切な《モノ・コト・バ》を伝えていく



設立当初の運営課題と解決策

課題－１

ボランティア団体の集まりで「この街で子育てできて良かったと思える街づくり」への思いと熱意だけでNPO法人を設立。
メンバーからの借入金と寄付で、念願だった子育て世代や子ども達の居場所「青梅こども未来館」と事務所を開設したものの、法人を持続するための収益事業が何もないスタート。

解決策 マネジメント

メンバーが持つ資格を活かし、子育ち・子育てサークルや幼児教室
子育て広場・運動教室・子どもの放課後の居場所等を収益事業とし、
運営。

課題－２

活動するための運営費捻出のために何が出来るかを考えるが、
設立母体がボランティアの任意団体だった故に、「対価を得る活動」
に心苦しさをを感じるメンバーも少なくなかなかった。

解決策 組織づくり

ボランティアとNPO法人の違いを全員で勉強し直し、運営会・リーダー会・チーム会等の運営組織づくり。

チームでお互いに育成

* ミッション 〈この街で子育て出来て良かったと思える街づくり〉

* 毎年の活動指針

〈考える〉 〈気づく〉 〈動く〉 〈ハウレンソウ〉 〈チームワーク〉
〈具現化する〉

運 営 会・・・日常運営の決定機関 適材適所の人材配置
人材育成とメンタルケア

リーダー会・・・各チームリーダーと運営メンバーが、チーム内の問題を出し合い、改善策を検討する。

チーム会・・・28チームで各提供内容の検討等。

チームリーダーのもと、メンバーがより良い運営を考え
お互いに刺激し合い研鑽を重ねスキルUPをはかる。

★スタッフ研修年3~5回 ★毎月1回プチ研修

アサーティブ・CAP大人ワークショップ・アナログゲーム体験
救急救命講座・傾聴・人権・手遊び歌遊び・読み語り 等

活動に迷いが出てきた時にはミッションにもどる

人材が循環する育成の仕組づくり

応援を
提供する
側

さまざまな専門資格を持つメンバー

保育士・幼稚園教諭免 小・中・高等学校教諭免
大学講師 社会福祉士 介護福祉士
東京都子育て支援員 ホームヘルパー2級
CAPスペシャリスト 食育指導士
BPファシリテーター NPファシリテーター
おもちゃコンサルタント 木育インストラクター
重度障がい者移動介助 アクティビティーデレクター
健康体操講師 ネーチャーゲームリーダー
リトミック ピアノ講師 折り紙講師

応援を
受ける側

青梅こども未来の 子育て・子育て広場・講座等の利用者

ミッションに共感した方々が、正会員として入会。
数種のチーム活動を研修後、所属したいチームに入る。
チームメンバーから様々なスキルを学ぶ。
国家資格・民間資格を活動しながら取得し、活動に活かす。

人材養成の成果と課題

〈成果〉

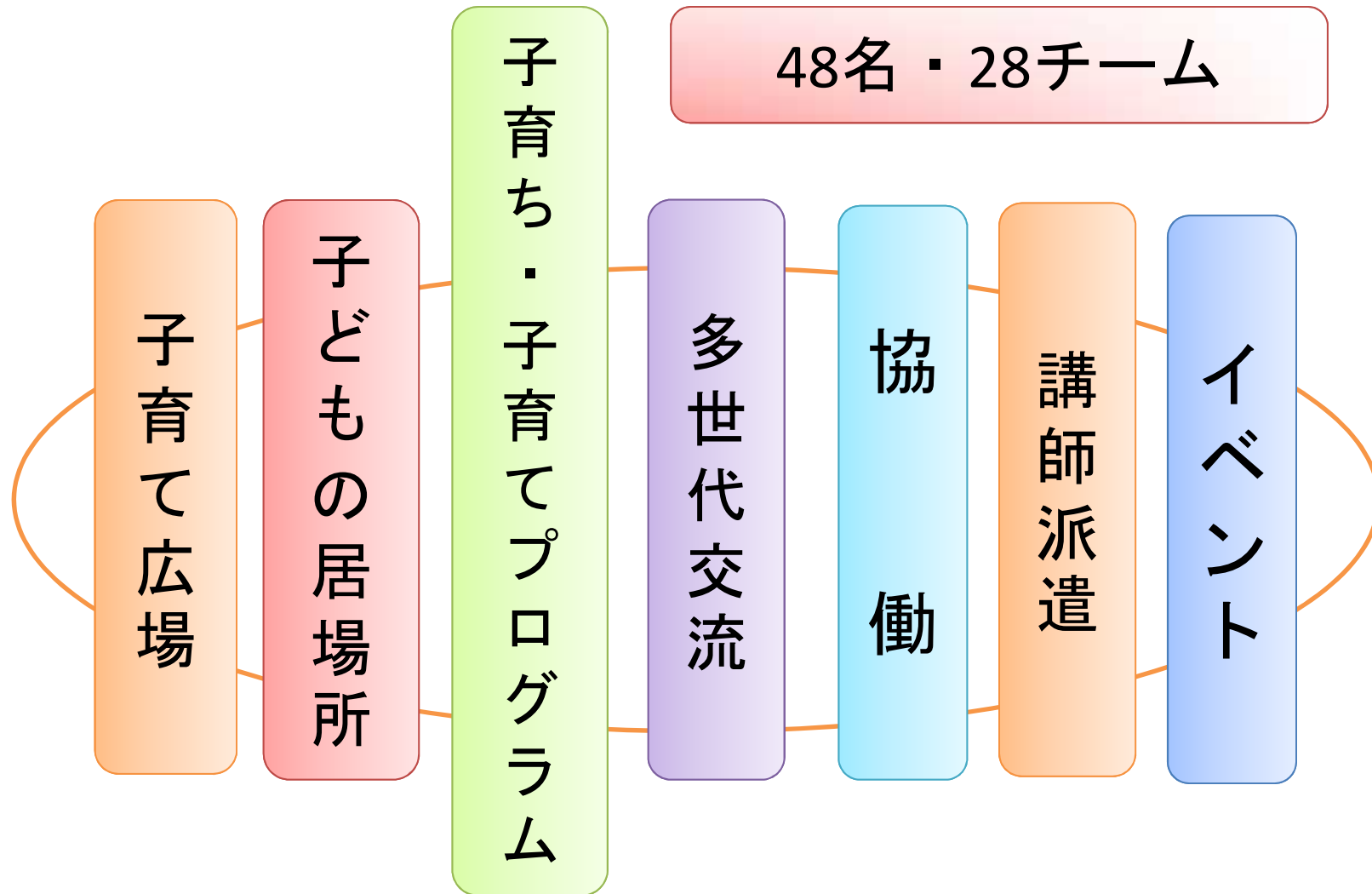
- ①子育て中に「子育て・子育てに必要」と考えたコトの具現化。
- ②スキルを活かした場の提供を考え、事業化。やりたいことの実現。
- ③事業運営の担い手である自覚を持ち、様々な子育て・子育て応援へのアイデアを生み出せるチーム運営。
- ④子育て・子育て応援活動に必要なだと思える資格を各自で取得し、活用。
- ⑤子育て・子育て応援のノウハウを社会的に評価され、他市町村より講座依頼。
- ⑥行政の各種委員会へ委員として出席。市民の声を届ける。

〈課題〉

- ①次の世代を担う、NPO経営者としての資質の向上。
- ②持続可能な更なる活動に向けて、世代交代の途中である。
若い世代が気持ちよく引き継げる組織作り・運営システム・仕事環境の整備。
- ③事業拡大してきたため、専従事務局員の養成。

青梅こども未来の活動

48名・28チーム



地域・行政・企業との連携

♥地域企業・商店

商工会議所
青梅法人会
JA西東京
清水建設工業(株)
健幸工房シムラ
武州工業
蔵元企画
今学司法書士事務所
アキジュエリー
青梅スイート・プラム
キッズハート

和菓子処まちだ
ギフトアツマ
青梅せんべい柳丸
小山製菓

千ヶ瀬神社
宗建寺
聞修院

福島接骨院
小澤歯科クリニック

♥自治会

東青梅1丁目自治会

♥福祉

社会福祉協議会
国際ソロプチミスト青梅
主任児童委員
民生児童委員
障がい者サポートセンター

♥地域金融機関

西武信用金庫千ヶ瀬支店
りそな銀行東青梅支店
みずほ銀行東青梅支店

♥NPO団体

東京おもちゃ美術館
認定NPO法人日本グッド・トイ委員会
NPO法人子どもと文化のNPO子ども劇場西多摩
NPO法人ファミリーサポートはあと
NPO法人青梅街づくりネットワーク
NPO法人つ・む・ぎ

保育園 ♥幼稚園

千ヶ瀬第1保育園
新町保育園
ねむのき幼稚園

♥病院(小児科)

青梅市立総合病院
埼玉医科大学
国際医療センター
東京西徳州会病院

♥メディア

西多摩新聞社
西の風新聞
読売新聞・毎日新聞

♥青梅市

子ども家庭支援課
教育委員会
学校教育課
社会教育課
企画政策課
障がい者福祉課
市民活動推進課
農林課
健康センター



♥教育機関

都立青梅総合高校
都立青峰学園高校
青梅市立新町小学校
青梅市立新町中学校
青梅市立第一小学校
青梅市立第四小学校
青梅市立霞台小学校
川崎市教育委員会

子育て支援センター はぐはぐ

(青梅市指定管理・子育て支援拠点)

未就学の子どもと親から18歳までの児童生徒が利用



おひさま広場 (青梅市委託)

未就学の子どもと親から小学生が利用



子どもの居場所

親子ふれあい教室 0歳～4歳
スキンシップサークル（青梅市委託&自主運営）



1歳児



2歳児



0歳児



3～4歳児



こどもサロン・すきっぷ
幼児・小、中学生（青梅市委託）



子育て・子育てプログラム-乳幼児

初めての子育て BPプログラム (青梅市委託)

2ヶ月～5ヶ月乳児と母親



パパを楽しもう♪父親だから出来る子育て講座

(社会福祉協議会助成金)



子育て・子育てプログラム-乳幼児（自主運営）

マタニティーストレッチ



わらべうたベビーマッサージ



子育て・子育てプログラム-小・中学生（自主運営）

飛ぶ教室 からだづくり



Vivoくらぶ 遊んで学んで



子育て・子育てプログラムー異年齢（自主運営）

わくわく遊び隊

0歳から100歳までの遊びの場づくり



病児のための遊びの広場



木育おもちゃの広場



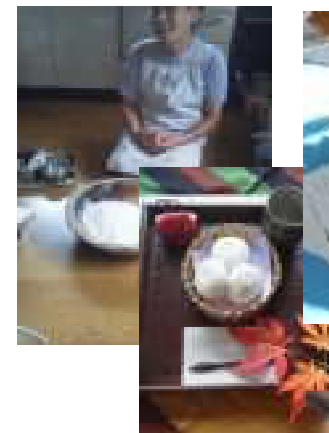
新町小学校秋祭り

手づくりおもちゃ



親子文化体験

（青梅市委託）
墨文字アート
青梅の昔を食べる



多世代交流（自主運営）

Madamチョコ美
中高年のための
ちょこっとエアロビクス



大人のためのボードゲームカフェ
ワラエル



地域交流
まちゼミ
まちバル



協働

あつまれ！0・1・2・3
ちびっこ☆ランド（社会教育課）



家庭教育講演会
年3回（社会教育課）



子どもふれあいフェスタ

子育て関連NPO・社会教育課
子ども家庭支援課・社会福祉協議会
市民活動推進課・ボランティアセンター

市民提案協働事業

《木育プログラム》
（子ども家庭支援課・農林課）



講師派遣

児童館・子育て支援センター等の職員研修・・・アナログゲーム講座・手作りおもちゃ

児童館子育て講座・・・乳幼児の発達とおもちゃ・親子でストレッチ

青梅総合高校市民講師・・・「発達と保育Ⅰ」の授業

青少年対策委員研修会・・・アナログゲーム講座

中学校教員研修・・・CAPおとなワークショップ・人権講座

主任児童委員、民生児童委員研修・・・しつけと体罰・CAPおとなワークショップ

男女参画推進委員研修・・・アナログゲーム講座（多世代交流）

新井薬師商店街祭り・・・伝承遊び・木育おもちゃの広場

青梅市・横浜市・調布市・中野区・京都府綾部市・瑞穂町・福生市等で実施



イベント参加

お~ちゃんフェスタ (社会福祉協議会)



八王子みんなのキャンパス (八王子みんなのキャンパス実行委員会) (東京おもちゃ美術館)



環境フェスタ (環境部環境政策課)



イベントプロデュース



国際ソロプチミスト青梅認証25周年記念



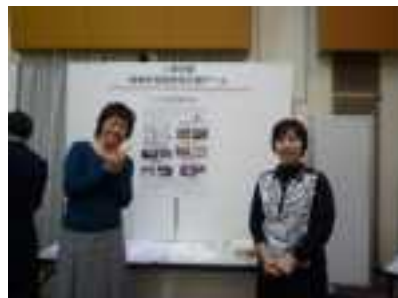
青梅こども未来館 にこにこPocket

暮らしを豊かにするための様々なプチイベントや講座



海外とも繋がる！ 家庭教育支援チームとしても活動がひろがる

文科省
全国家庭教育支援研究協議会
事例報告



日独青少年交流
事業
ドイツ視察団



青梅の樹木で
赤ちゃん木育
ウッド・スタート！

多世代交流できる
子ども館を！

初めての子育てが
安心してできるよう
BPプログラムの
普及を

青梅のすべての
子どもに
CAPワークを



青梅
こども未来の
夢夢夢♡

森の中の
カフェ&
プチ図書館！
憩いの場づくり

おとなの未来を
豊かにひろげる

青梅こども未来館の
充実を！

戦争のない
平和な未来を！

スクールカウンセラー との連携方策

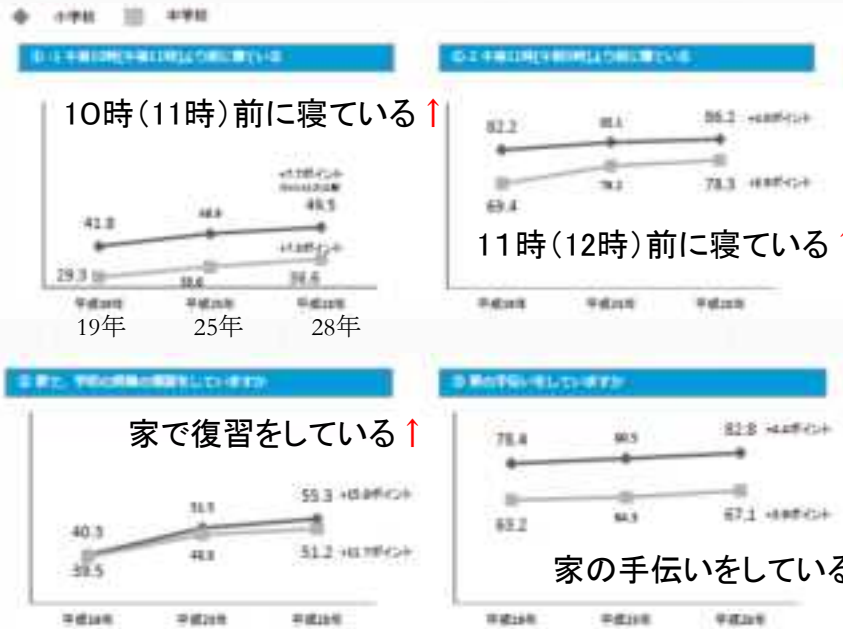
お茶の水女子大学・発達臨床心理学コース准教授
(臨床心理士)
伊藤亜矢子

学校生活から見た“子育て・子育ての困難”

家庭生活や社会環境の変化から子どもの育ちが難しくなっている

(H24年家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書)

**早寝・手伝い・家庭学習いずれも微増 学校の規則も守る子ども達
高い通塾率(全国平均で中学校6割)(家庭の教育力低下と言えるだろうか)**



NIER平成28年度全国学力調査概要
<http://www.nier.go.jp/16chousakekkahoukou/16summary.pdf>



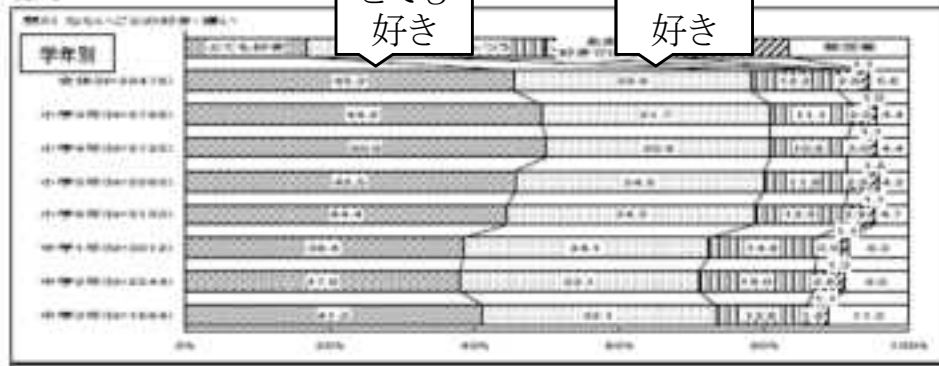
NIER平成27年度全国学力調査概要
<https://www.nier.go.jp/15chousakekkahoukou/hilights.pdf>

・・・教育力は低下していなくても・・・ 子どもの生活の変化と困難①

塾・ならいごとは、子どもの居場所という面も。しかし生活には負担。塾で深夜の帰宅も。

エ. ならいごと

『平成19年11月中にならいごとをしていた子ども自身』の好き・嫌い。は、
 ・「好き」(とても好き+まあ好き)とする子どもは、小学生では各学年とも約8割、中学生では各学年とも約7割強。
 ・逆に「嫌い」(あまり好きではない+嫌だ)とする子どもは、小中全体を通じて、各学年とも3~4%。
 ・「好き」な「ならいごと」をみると、小中全
 体では「サッカー」や「ピアノ」や「習字」の割合が高い。

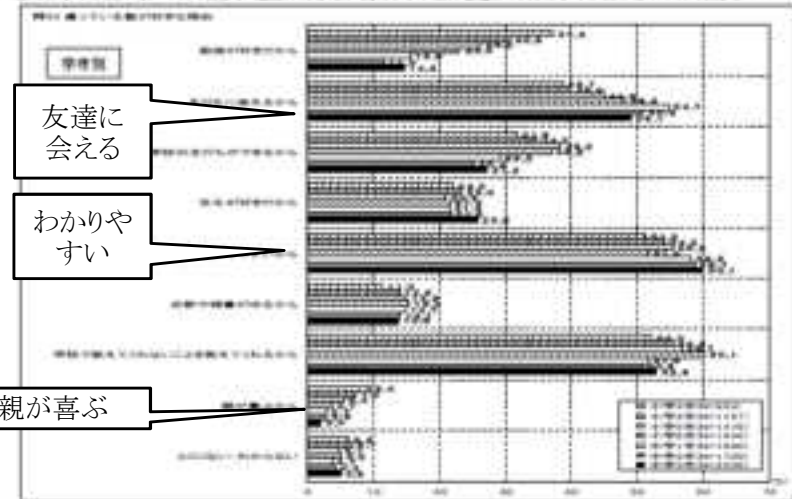


・通い始めた時期は、小中全体では「就学前」が57.3%と最も多く、女子の方が比較的早くから始めている。

②. 好きな理由

ア. 学習塾

・小中ともに「先生の教え方がわかりやすいから」や「学校で教えてくれないことを教えてくれるから」がどの学年とも6割以上。
 ・「友だちに食える」は、中学生の方が小学生より割合が高いが、小学生では学年が上がるにつれて増えるのに対し、中学生では学年が上がるにつれて減少。「勉強が好きだから」は、小中全体を通じて、概ね学年が上がるにつれて減少。



・・・教育力は低下していなくても・・・ 子どもの生活の変化と困難②

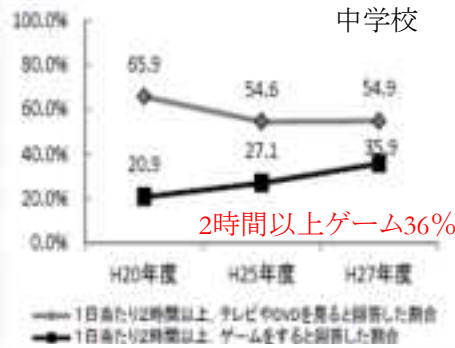
ゲーム、ネット、スマホ・・・体験の狭さ (ラインからインスタグラムへ(岩宮,2016)。一瞬の世界)
家庭教育の負担⇒家庭の格差・地域の格差、親子の焦りや行きづまり

塾等の平均経費
S60→H19年で2倍

2時間以上TV,DVD 小学校

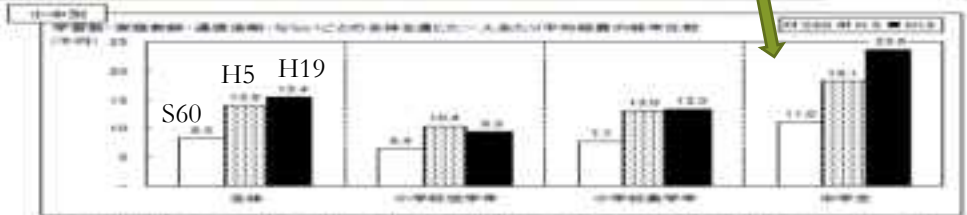
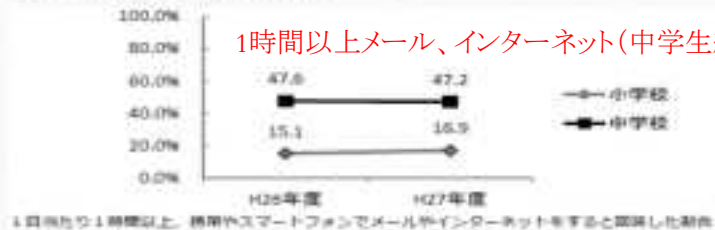


中学校



2時間以上ゲーム36%

1時間以上メール、インターネット(中学生約5割)



オ、都市階層別

- 都市規模が大きいほど通塾率は高くなる傾向がみられる(小都市:32.5%→大都市A:41.3%)。
- 大都市Aと小都市の平均月謝を比較すると、通信通塾のみは都市の規模による月謝の差はほとんどみられないが、それ以外は大都市Aの方が高くなっており、学習塾では約7,500円、家庭教師では約5,000円、ならいごとでは約1,600円の差がみられる。
- [注]大都市A、政令指定都市+東京都特別区、大都市B:30万人以上、中都市:10万人以上30万人未満、小都市:10万人未満

力、将来進ませたい学校の段階別

- 将来進ませたい学校の段階をみると、全体では「大学・大学院まで」が52.2%と約半数であり、男女別にみると、男子では60.5%、女子では44.3%となっている。なお、女子では「短大・高等専門学校まで」とする割合も21.0%となっている。

親の意識経済力の影響

- 「大学・大学院まで」進ませたいとする保護者の子どもの場合、88.2%が「何らかの学習活動をして」おり、中学・高校までとする保護者の子どもの56.0%と比べると、30ポイント以上の開きがみられる。
- 経年では、特に「大学・大学院まで」進ませたいとする場合の通塾率が上昇(S60:30.9%→H19:43.2%)。

MEXT平成20年子どもの学校外での学習活動に関する実態調査報告

http://www.mext.go.jp/h_menu/boudou/20/08/___jcsFiles/afsfldfile/2009/03/23/1196664.pdf

NIER平成27年度全国学力調査概要

<https://www.nier.go.jp/15chozasakakkahoukokoku/highlights.pdf>

・・・学校での家庭教育支援で必要になっている事

多様な価値観、多様なライフスタイルへの理解と対応・・・ VS 見えにくい多様性（個人と学校をつなぐ）

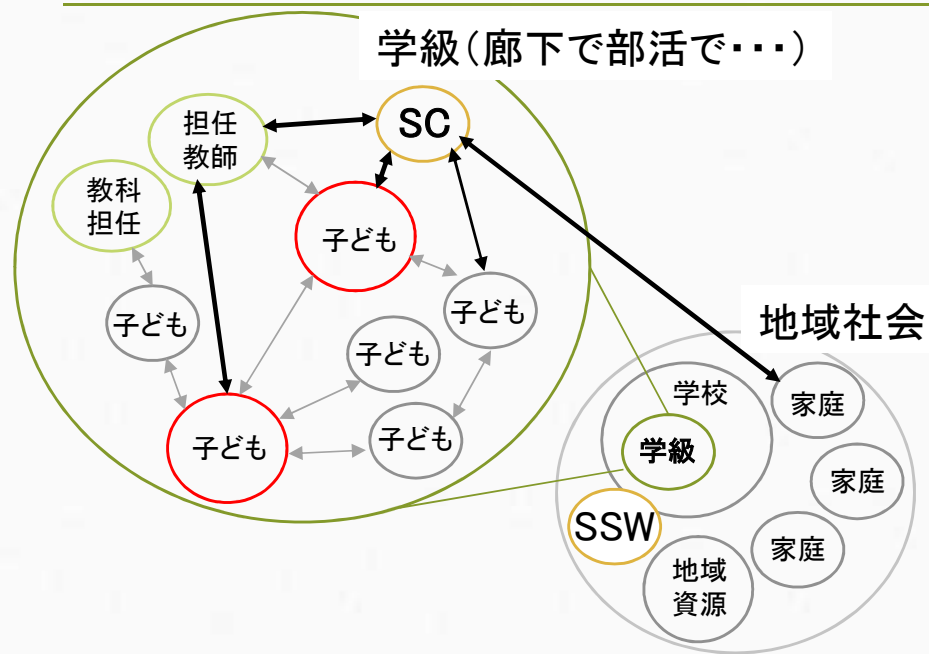
- 父母の身体疾患、精神疾患、リストラ、事件事故災害等により家族生活が**慢性的に綱渡り**状態にある家族
- 海外にルーツを持つ家庭、帰国の家庭など、日本の**学校文化に不慣れ**だったり、異なる学校観を持つ家族
- 新たな就労形態や雇用形態の変化、新しい職業等により、**生活リズムが定まりにくい**家族
- ステップファミリー等、家族の**再編過程**にある家族
- そのほかにも、さまざまな家庭があり、**学校は、多様な価値観、多様なライフスタイルの家族の集まり**という実態
- しかしどうしても大人は、“従来の”家族像や、学校と家族の関係を基本にして、家族を理解しようとしてしまう。
- 子どもや保護者自身も、**多様性に気づかない**場合もある。
- あるいは、無理に“従来の”家族に近づこうとしたり、そうでないことに大きな負い目を感じたりする場合もある。
- 制服や集団生活の規律によって**多様性が見えにくい**面も。
- 多様な実態に反して、**狭い進路イメージ**、学力学歴信仰。
- **学校移行や、進路選択**などで、はじめて“違い”に直面して、**混乱したり窮地**に陥る子どもも少なくない。
- 地域で緩やかに子どもを見守る大人、励ましてくれる大人、保護者の苦労を分かちあう人の大切さ

長期的な見守りと、それによる循環的人材育成

スクールカウンセラー(SC)にできること①

家庭・学校・地域の連携、いじめ予防・・・学校で支援することの意味

コミュニティ・アプローチ＝環境と個人の相互作用やコミュニティメンバーの力、予防成長促進を重視
教師と協働してのマイクロ・マクロなアプローチ＝心を通して環境づくり

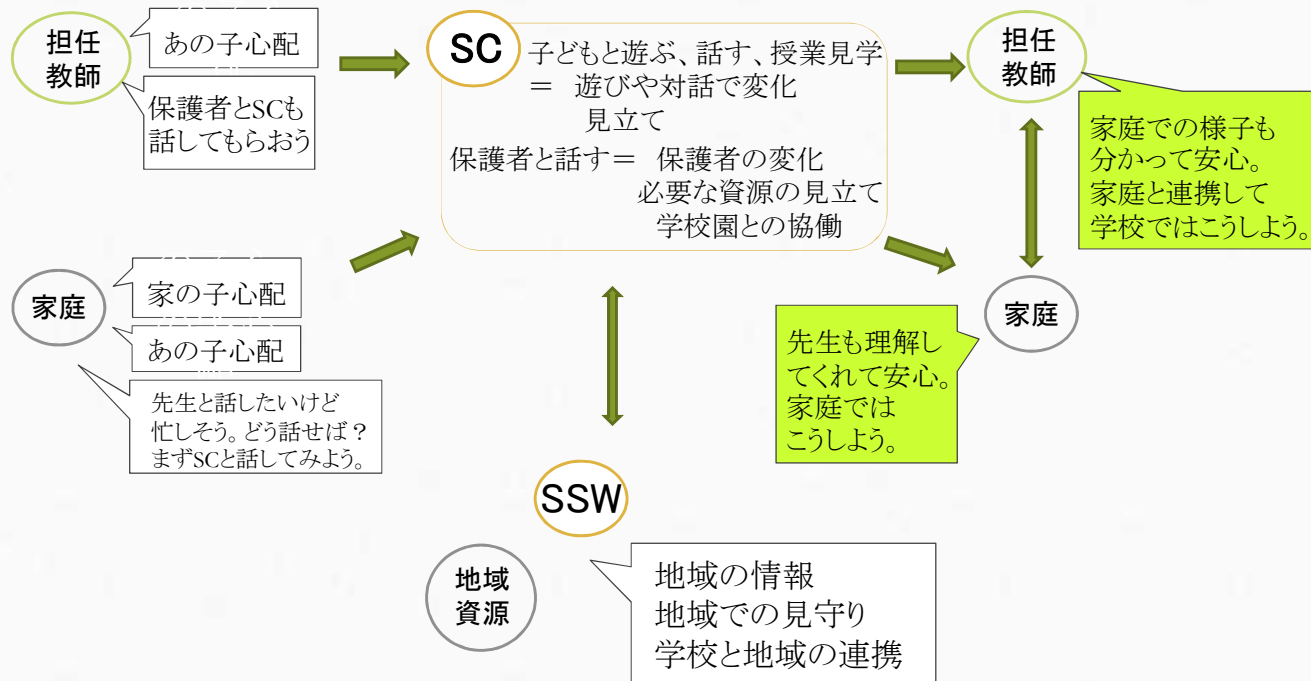


- 学校には多くの援助資源、コミュニティとしてのネットワーク
- 子どもへの個別面接で子どもの力を高める
- 教師コンサルテーション、保護者面接などで、
学校と家庭をつなぐ(相互の理解協力の深まり)
- 教師とSCの連携協働で、校内の子ども理解が深まる＝子どもへのまなざしや関わりが変わる＝学校環境の支援の力
- 学校や学級の風土がより肯定的になる
- いじめや不登校の予防、解決
- さらに地域資源との連携、SSWを含む学校内外の組織的協働

スクールカウンセラー(SC)にできること②

具体的には: 学校のスタッフとして、教職員と連携して子ども家庭支援

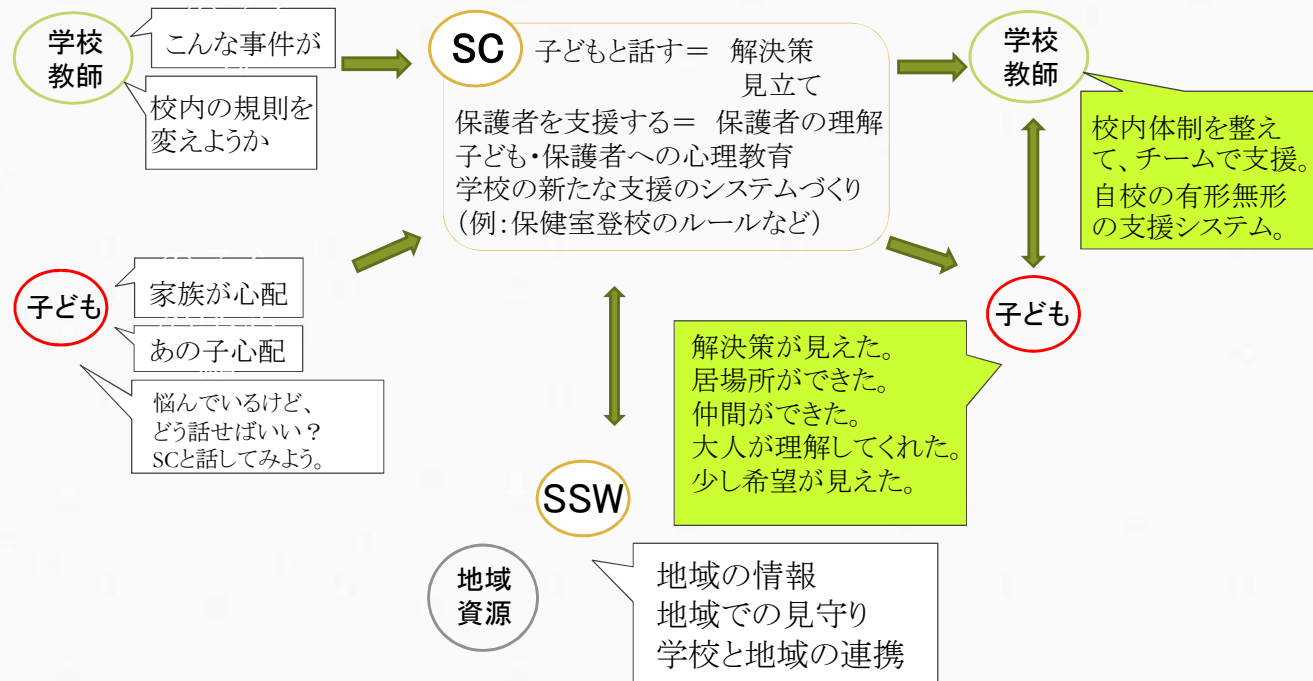
コミュニティ・アプローチ=環境と個人の相互作用やコミュニティメンバーの力、予防成長促進を重視
教師と協働してのマイクロ・マクロなアプローチ=心を通して環境づくり



- 学校と家庭の連携で、子どもが落ち着く。クラスが落ち着く。
- 学校からの情報で家庭が気づく
- 家庭や地域からの情報や見守り
- 保護者会や保護者研修会での啓発
- 保護者茶話会や保護者チームによる相談室整備 = 子ども学校支援
- 教員研修会でのチーム力アップ
- 地域懇談会や児童館などと連携して地域の研修会
- 校内の支援会議・生徒指導会議
- 要保護児童対策地域協議会(児相)

スクールカウンセラー(SC)にできること③

具体的には: 学校のスタッフとして、校内のシステムづくりや心理教育、側面からの進路指導
コミュニティ・アプローチ=環境と個人の相互作用やコミュニティメンバーの力、予防成長促進を重視
教師と協働してのミクロ・マクロなアプローチ=心を通して環境づくり



- 中学校や高等学校など、年齢が上がるにつれて、**思いがけない事件事故**も。**進路の問題**も出てくる。
- 子どもの気持ちを支える**進路支援**
- 学校からの情報発信や授業による、**心理教育による予防的な支援**。
- 家庭と学校の連携で、子どもが落ち着く。学校が落ち着く。
- **学校と子どもの実態に合わせた支援体制・ルールづくり**
- 学校の**チーム力、支援力のアップ**

SCに会いに
来ました！

スクールカウンセラーとの連携方策

お母さん
良い機関が
ありますよ！

心理の専門性(**関係づくり**=繋がりにくい心をつなぐ。**見立て**=理解)を
家庭教育支援にどう活かすか⇒**顔の見える情報共有/連携協働の機会**を

現状

- 平成7年(1995年)活用調査研究開始。
- 約25500校に配置/臨床心理士等
- 週1回/7時間45分/年間38回
- 勤務様態は地域差が大
- 子どもからの相談だけでなく、**教師コンサルテーション/コラボレーション、保護者支援、地域連携**など。
- **教育センター、医療機関、保健センター(保健師)との連携**は、臨床心理士同士など専門性が特に活かせる。
- 塾、民生・児童委員、福祉事務所(生活保護担当SW)、子ども家庭支援センターなどとの連携も。
- **心理教育や支援システムづくり**なども。
- 心理(個人のミクロな世界)の変化を通して、環境(マクロ)に働きかける。支援者をつなぎ、好適な環境づくり。

難しさや課題、工夫

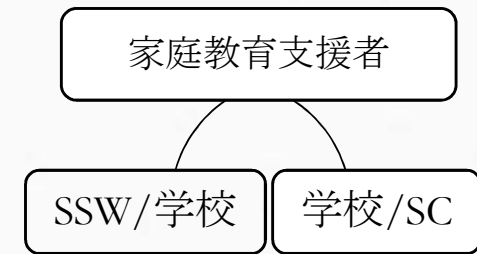
- 「相談室での個人臨床」という誤解=SCから積極的にアプローチ
- 勤務時間の不足=先生方との連携協働
- 学校に来られない児童生徒=電話手紙+**地域での関わり**
- 支援を求めづらい家庭(多忙・不信・傷つき・生活の困難)
=心理面からの地道な支援+**地域での関わり**
(電話で話す、先生の家庭訪問の後方支援同行、地域連携)
- 早期発見未然防止=リスクのある子どもの情報を先生方と発見共有+守秘を考慮した上での**地域からの情報、地域資源の紹介**
- **父母の会、PTAとの連携**=SC通信、茶話会、研修会

**SC心理の専門性を活かして地域資源と学校をつなぐ窓口
地域資源との連携機会(情報共有の定期的な機会を！)**

家庭教育支援の推進に向けて

SC,SSWに話してみてもの一言を！

(SC,SSWを窓口のひとつとした学校地域家庭の連携)



「SCに話してみませんか？」

循環的互恵的支援に向けて

- それでも地域で育つ子ども達
(お祭り、近所の人、地元の友達・風景)
- 支援される立場に置かれるだけよりも、主体的に動くことで自信を得る子ども達
- 小さなつながり、小さな理解の蓄積
- 保護者の相互支援の場
- 子ども達の“サードプレイス”

足がかり

- (地域資源を紹介するのはもちろんのこと) **地域資源がSCを勧めてくれた。**
- 地域の人が気にかけて見守ってくれた。
- 顔の見える連携に向けて、支援会議や、児童館との連携、警察との相談
- 気楽に何もなくても、会える機会
- 大人の連携で、諦めない粘り強い支援

例えば; 家庭教育支援者 ↔ SC ↔ SSW ↔ 地域資源

児童委員・主任児童委員について

- 「児童委員」は、市町村の区域に置かれ、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う。＜民生委員は、児童委員を兼ねる＞（児童福祉法第16条）
- 「主任児童委員」は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う。

民生委員・児童委員

活動内容

民生委員・児童委員の活動（民生委員法第14条及び児童福祉法第17条）

- ・ 地域の実情の把握
- ・ 地域での相談・援助活動
- ・ 行政事務への協力

【児童委員の活動事例】

- ・ 地域の児童、妊産婦、母子家庭等の状況を日頃から把握（家庭訪問・地域での情報収集等）
- ・ 支援が必要な児童等の相談に応じ、利用できるサービス等について助言

主任児童委員

主任児童委員の活動（児童福祉法第17条）

- ・ 関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整
- ・ 区域担当の児童委員の活動に対する援助・協力

【活動事例】

- ・ 児童相談所や保健所、学校等の関係機関と区域担当児童委員との連絡調整
- ・ 個別支援において区域担当児童委員が悩んだ際の支援

定数・委嘱者数

民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、都道府県知事が条例で定める（民生委員法第4条）

平成27年4月1日現在 定 数 236,325人（主任児童委員を含む）
委嘱者数 232,109人（同上）
充足率 98.2%

厚生労働省が定める定数基準（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）
（例）都市部は、220～440世帯ごとに民生委員・児童委員を配置
町村部は、70～200世帯ごとに民生委員・児童委員を配置

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する（児童福祉法第16条第3項）

平成27年4月1日現在 定 数 21,802人
委嘱者数 21,492人
充足率 98.5%

厚生労働省が定める定数基準（同左通知）
（例）市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が39人以下の場合、2人を配置
市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合、3人を配置

任期

給与は支給しない。任期は3年（民生委員法第10条）＜直近の一斉改選は、平成25年12月1日＞

＜民生委員・児童委員1人当たり活動費、年59,000円（地方交付税措置）＞

年齢要件

民生委員・児童委員の選任（雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）
75歳未満の者を選任するよう努める

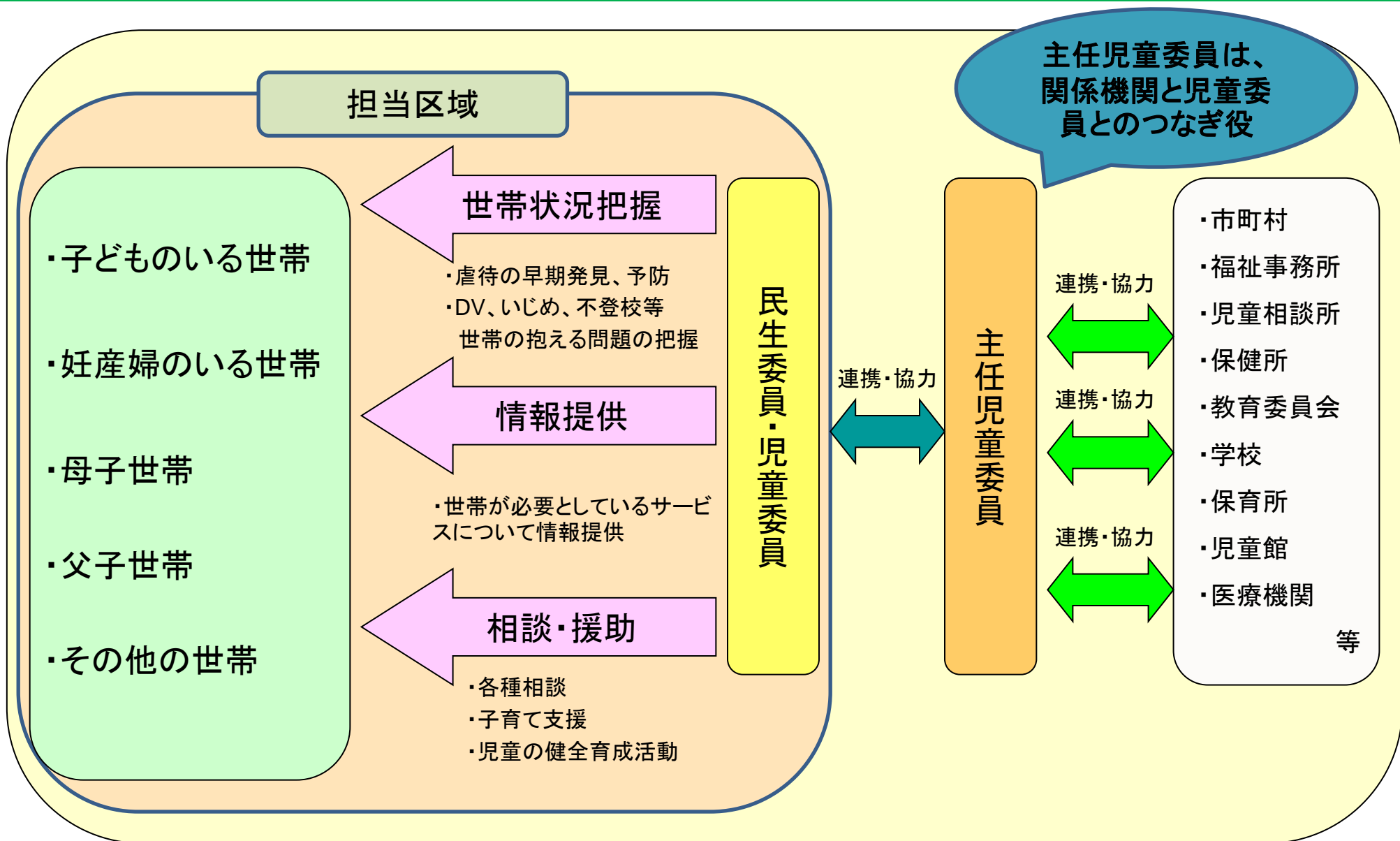
主任児童委員の選任（雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）
55歳未満の者を選出するよう努める

選任

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する（民生委員法第5条）

厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う（児童福祉法第16条第4項）

民生委員・児童委員、主任児童委員活動について



民生委員・児童委員について

【根拠法】 民生委員法(児童福祉法第16条により児童委員を兼務)

【定数】 236,325人(平成27年4月1日現在)

(※厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて条例で定める)

【現員数】 232,109人(平成27年4月1日現在)。**充足率:98.2%。**

【委嘱】 厚生労働大臣 任期は3年(平成25年12月1日に改選、**次回改選は平成28年12月1日**)

【職務に関する指揮監督】 都道府県知事(特別職の地方公務員とされている)

【報酬】 無報酬(活動費として、1人当たり年間59,000円を地方交付税措置)

民生委員の推薦基準(民生委員法第6条)

・民生委員の推薦に当たっては、市区町村議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

※ 上記規定の解釈として、社会・援護局長通達において、将来にわたって積極的な活動を行えるよう、75歳未満の者を選任するよう努めることとして、併せて地域の実情に応じた弾力的な運用を可能な旨通知している。

民生委員法に規定される業務(民生委員法第14条)

- ① 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ⑤ 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

主任児童委員について

【根拠法】 児童委員の中から主任児童委員を指名(児童福祉法第16条第3項)

○平成6年、児童委員活動への期待が高まっていることを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度を創設(設置の趣旨)

児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る

○平成13年、法定化(児童福祉法第16条第3項)

○平成16年、主任児童委員のさらなる活用のため、主任児童委員が個別活動を行うことを妨げない旨入念規定(児童福祉法第17条第2項)

【定 数】 21, 802人(平成27年4月1日現在)

【現員数】 21, 492人(平成27年4月1日現在)。充足率:98.5%。

主任児童委員の推薦基準(雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知)

・主任児童委員に指名されるべきものは、児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

児童福祉法に規定される業務(児童福祉法第17条)

- ① 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- ② 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他の福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- ③ 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- ④ 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- ⑤ 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ⑦ 主任児童委員は、上記に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- ⑧ 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ⑨ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

児童委員、主任児童委員の役割（１）

主任児童委員の活動

主任児童委員に期待される活動は、児童委員活動をより一層推進するため、主に①子育て支援活動、②児童健全育成活動、③個別支援活動の分野で区域を担当する児童委員と連携・協力して活動に取り組み、さらに学校や児童家庭支援センター等との関係機関と連携を図りつつ、子供が安心して豊かに暮らせる地域づくりをめざした活動を充実させていくこと。

1 学校等と家庭の間にある地域社会の見守り役

- ・ 虐待など、地域に潜在した情報が集まる存在（住民同士の「お隣目線」の関係）
- ・ 孤立した家庭に地域住民と関わるきっかけを創出する役割
（例）乳児家庭全戸訪問事業の訪問活動、子育てサロンへのつなぎ 等
- ・ 地域の中で子育てに悩む保護者や家庭を関係機関に繋ぎ、育児負担等を軽減
（例）乳児家庭全戸訪問事業の訪問活動、子育てサロンへのつなぎ 等

《「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言（１）》

→ 子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育ての孤立や育児不安の抱え込みの防止に努めます。

児童委員、主任児童委員の役割（２）

2 関係機関や専門職への橋渡し役

- ・ DVや虐待などの緊急性が高く児童委員が対応に窮する事案は専門機関に対応を委ね、児童委員は家庭周辺の観察等に協力し、虐待や子育て不安からくるSOSのサインを見逃さないよう、地域に潜在する情報にアンテナを立てる。

3 関係機関、専門職等との連携

- ・ 学校と地域が一体となって、子どもの様子の変化や家庭を巡る状況を把握
- ・ 学校だけでは抱えきれない問題は、スクールソーシャルワーカーや養護教員等と連携し、効果的な支援を行う。
- ・ 関係機関、専門職と協働して、課題を解決

全国児童委員活動強化推進方策
「広げよう地域に根ざした思いやり」行動宣言
児童委員・主任児童委員版

基本方針

進めよう！子育てを応援する地域づくり、支えよう！子どもたちの健やかな育ち
～地域住民とともに「わがまちならでは」の活動を～

目的

- 全民児連では、児童委員・主任児童委員が子どもと子育て家庭への支援を推進するため、「アクションプラン」や「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」に基づく取り組みを進めてきました。
- 近年、虐待に加え、引きこもりや不登校、いじめ、自殺、貧困等といった子どもに係るさまざまな課題が顕在化しています。
- このようななか、平成25年6月には、子どもの貧困対策推進法やいじめ防止対策推進法が成立しました。
- 子どもと子育て家庭をめぐる課題は複雑・多様化しています。児童委員は、主任児童委員との一層の連携を図りながら、活動を進めていくことが期待されています。また、民児協組織全体として目標を定め、取り組む必要があります。
- さらに、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つためには、地域全体で子どもや子育て家庭を支える取り組みが重要であり、児童委員・主任児童委員は、住民の最も身近な支援者として地域住民への働きかけを進め、地域住民とともに地域づくりを進めていく必要があります。
- 本強化推進方策は、地域住民への児童委員・主任児童委員の活動の理解をすすめることで、これまで取り組んできた児童委員・主任児童委員活動をさらに発展させ、子どもが健やかに育ち、子育てしやすい地域づくりを推進していくことをめざすものです。
- 地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした「わがまちならでは」の取り組みを計画的に進めましょう。

1. 重点目標

(1) 子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育ての孤立や育児不安の抱え込みの防止に努めます。

(趣旨)

- ・ 身近に相談できる人がいるという実感がもてるよう、子育て家庭と顔の見える関係を築き、出産前からの切れ目のない支援活動を展開することが、虐待の要因ともなりうる子育て家庭の孤立や課題の抱え込みの防止につながります。
- ・ 児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで子育て家庭と向き合い、健やかな子育て・子育ちを応援し、地域住民がお互いに声かけや支え合いができるような地域づくりに取り組むことが重要です。また、課題のある親子を早期に発見し、必要な支援につながります。

(考えられる取り組み例)

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業による訪問活動。
- ・ 子育てサロンの情報提供、実施。
- ・ 母親学級、両親学級への協力。
- ・ 乳児健診を受診していない家庭への訪問、確認。
- ・ 子育てマップの作成と地域住民及び関係機関への提供。
- ・ 保健所、地域子育て支援センター、児童館をはじめとした子育てに関する専門相談機関等に関する情報提供。
- ・ 生活困窮状態にある子育て世帯への教育支援ボランティア等の紹介。
- ・ 学校や PTA 等との連携による、地域の子どもたちに関する定期的な情報交換会の実施。

(2) 地域の子どもたちの見守り活動を進めるとともに、子どもたちにとって身近な「おとな」となります。

(趣旨)

- ・ 児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで地域の子どもたちの状況を把握することが大切です。
- ・ 日頃から子どもたちと顔見知りになり、子どもたちが安心して接することができるような身近な「おとな」となることで、引きこもり、不登校、いじめ等、助けを求めることができずに孤立している子どもが信頼して相談できる相手となることをめざします。さらに、犯罪被害等から子どもを守るため、地域全体で子どもたちを見守る体制をつくることが重要です。

(考えられる取り組み例)

- ・ 学校や子ども会等との連携・協働により、児童委員・主任児童委員が身

近な存在であることを児童に伝える。

- ・ 登下校時の声かけや通学路のパトロールによる見守り活動の実施。
- ・ 安全マップの作成と、学校への情報提供。
- ・ 不登校の子どもたちも日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができるような居場所づくり、仲間づくりへの協力。
- ・ 各地区における青少年育成組織の活動等への協力

(3) 児童虐待の早期発見・早期対応のため、幅広い関係者の連携・協働を推進します。

(趣旨)

- ・ 子どもの生命や健やかな育ちに大きな影響を及ぼす児童虐待は、予防に加え、早期発見、早期対応がなにより重要です。そのためには、市町村、児童相談所、保健所、保育所、幼稚園、学校等の関係機関と密接に連携した活動が大切です。
- ・ また、民児協として要保護児童対策地域協議会の活動の活性化を働きかけることも重要な役割といえます。
- ・ さらに、虐待が疑われるような場合に、地域住民からの情報提供を得られるよう、日頃から住民との関係を築き、地域全体で取り組みをすすめていくことが大切です。

(考えられる取り組み例)

- ・ 学校、保育所、児童相談所等との定期的な情報交換会の開催。
- ・ 児童虐待の気づきのポイント等についての資料の活用等、地域住民の虐待問題への関心を高める取り組み。
- ・ 子どもや子育て家庭が抱えるそれぞれの課題について、学校や行政等の幅広い関係機関と相互に取り決めた役割分担のなかで、それぞれの課題に即したきめ細かい個別支援活動を行なう。

2. 推進体制

地域の親子と知り合うためには、民児協として具体的な児童委員活動を展開すること、そしてそれを推進していくために各民児協の実情に応じた組織的な体制を整備することが必要です。

「全国児童委員活動強化推進方策 第2次アクションプラン」を踏まえ、以下にその推進体制を紹介しますのでご参考ください。すでに体制を整備している民児協については、推進体制を振り返る際の参考としてください。

①単位（市区町村）民児協

- ・ 児童家庭福祉に関する部会を設置する単位民児協は、全体の 40.3%にとどま

っている（全国民生委員児童委員連合会調べ）。児童家庭福祉に関する部会（委員会、プロジェクトチーム等）を設置し、その部会等が中心となり、本取り組みを実施する。主任児童委員も部会等に参画し、取り組みの推進にあたる。

- ・ 民児協定例会において、必ず児童家庭福祉に関する内容を取り上げ、児童委員としての意識化や活動の推進を図る。
- ・ 活動の展開にあたっては、区域担当の児童委員にも主任児童委員の民児協組織内における役割を正しく認識し、共通認識をもつようにする。また、区域担当児童委員と主任児童委員との密接な連携を図る。主任児童委員においては、民児協全体の児童委員活動の推進役として積極的な役割分担が望まれる。
- ・ さらに、区域担当の児童委員や主任児童委員が日々の活動のなかで課題を抱え、孤立しないために、支え合う組織づくりを進める。
- ・ また、必要に応じて、地区の小・中学校等広く関係機関・団体、当事者等の参画を呼びかけ、多様な視点を持って取り組める工夫をする。
- ・ 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

②都道府県・指定都市民児協

- ・ 児童家庭福祉に関する部会（委員会等）を設置し、その部会等が中心となり、都道府県・指定都市全体の取り組みへの積極的支援を図る。主任児童委員も部会等に参画し、協働して取り組みにあたる。必要に応じて、関係機関・団体、当事者等の参画を呼びかけ、できるだけ地域全体の相談・支援体制を視野に置いた取り組みとする。
- ・ 都道府県・指定都市内の主任児童委員の連携や学習を目的として、主任児童委員の連絡会等の設置を推進する。
- ・ 区域担当児童委員と主任児童委員との十分な連携を図るため、単位民児協会長への研修等、積極的な支援を行なう。
- ・ 県内の単位（市町村）民児協における情報・課題を共有する。
- ・ 区域担当児童委員や主任児童委員が地域住民と知り合うために有効なツール（名刺や啓発パンフレット等）を作成・配布する等、委員が地域で活動するために必要な支援を行なう。
- ・ 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

③全民児連

- ・ 児童委員活動事例集やマニュアル等の作成配布。
- ・ 会議や研修会等における情報交換の場の提供や、機関紙等による情報提供。
- ・ それぞれの地域で児童委員・主任児童委員が地区の小・中学校等とより連携をしていくために、必要に応じて諸官庁との連携を図る。
- ・ 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

3. 活動の振り返りについて（定期的な活動の振り返りの推進）

（振り返りの視点）

- 定期的な活動の振り返りを通じ、その改善、充実を図っていくことが大切です。
- 「わがまちならでは」の子どもと子育て支援の活動方針・目標を明確に定め、年次ごとの目標に対する到達度を見据え、取り組んでいくことが大切です。
- 計画の策定にあたっては、例えば3年を1期とする計画を策定することなども考えられます。
- 一斉改選等に伴い、会長や委員の交代の場合も、民児協の活動が引き継がれるようにしていくことが大切です。

4. 取り組み期間

平成25年12月～平成29年11月

※100周年となる平成29年11月までの取り組み

平成25年9月改定 全国民生委員児童委員連合会